

別表二(二) 公益法人等及び協同組合等の分... 平成十四年四月一日以後終了事業年度分

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種目 概況書 要否 別表等	白色申告 一連番号
納税地 電話() -	事業種目	整理番号 事業年度(至) 年 月 日 売上金額 兆 十億 百万	申告年月日 年 月 日 申告区分 序指定 局指定 指導等 区分
(フリガナ) 法人名	期末現在の 出資金額 円	申告年月日 年 月 日	郵便官署消印 確認印 省略 年 月 日
(フリガナ) 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	年 月 日
代表者 住所	添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、損益金処 分表、勘定科目明細書、組織 編成に係る契約書等の写し、組 編成に係る移転資産等の明細書</small>	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日
 平成 年 月 日

別表等要否 要 否
 事業年度分の 申告書
 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「39の①」)	1	十億 百万 千 円	0 0 0	この申告による 還付金額	01	所得税額等の還付金額 (38)	17	十億 百万 千 円	0 0 0	10
特例税率適用 所得金額 (1)	2		0 0 0	欠損金の繰戻しによる 還付請求税額	18	外	18			
特例税率適用 所得金額 (1)	3		0 0 0	計 (17)+(18)	19	外	19			
法人税額 (2)又は(4)の22%相当額	5			この申告が修正 申告である 場合	20	所得金額又は 欠損金額	20			
法人税額 (3)の26%相当額	6			この申告により 納付すべき法 人税額又は減少する還付請 求税額((16)-(22))若しくは ((16)+(23))又は((23)-(19))	21	課税土地譲渡 利益金額	21			
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「15」+別表六(七)「19」+別表六 (十)「27」+別表六(十三)「28」+別表六(十六) 「29」+別表六(十七)「30」+別表六(二十一)「35」 +別表六(二十二)「36」)	8			欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七「2の計」及び「20」)	22	法人税額	22			
差引法人税額 (7)-(8)	9			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「3の合計」)	23	還付金額	23	外		
リース特別控除取戻税額 (別表六(八)「30」+別表六(十一)「20」+別表六 (十四)「22」+別表六(十八)「29」+別表六(二十 二)「32」)	10			この申告の申 告である 修正申告 である 場合	24	課税土地譲渡 利益金額	24	外		
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「21」+別表三(三)「23」 +別表三(四)「14」)	11		0 0 0	欠損金又は災害損失金 等の当期控除額	25	同上に対する税額 (29)+(30)+(31)+(32)	25			
同上に対する税額 (29)+(30)+(31)+(32)	12			翌期へ繰り越す欠損 金又は災害損失金	26	法人税額計 (9)+(10)+(12)	26			
法人税額計 (9)+(10)+(12)	13			この申告の申 告である 修正申 告の 場合	27	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	27			
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	14			控除税額 ((13)-(14))と(36)のうち少ない金額	28	控除税額 ((13)-(14))と(36)のうち少ない金額	28			
控除税額 ((13)-(14))と(36)のうち少ない金額	15			差引この申告により納付すべ き法人税額 (13)-(14)-(15)	29	土地譲渡税額 (別表三(三)「25」)	29			
差引この申告により納付すべ き法人税額 (13)-(14)-(15)	16		0 0	土地譲渡税額 (別表三(三)「25」)	30	同上 (別表三(二)の二)「26」)	30			
土地譲渡税額 (別表三(三)「25」)	29		0	利益の配当(余剰金の 分配)の金額	31	土地譲渡税額 (別表三(三)「25」)	31			
同上 (別表三(二)の二)「26」)	30		0	利益又は剰余金処分 による賞与の額	32	同上 (別表三(四)「15」)	32			
所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	33			決算確定の日 平成 年 月 日	39	利益の配当(余剰金の 分配)の金額	39			
みなし配当の25%相当額 (別表六(一)「23の計」)	34			還付を受ける 銀行 支店 預金 郵便局	40	利益又は剰余金処分 による賞与の額	40			
外国税額 (別表六(二)「18」)	35			口座 番号						
計 (33)+(34)+(35)	36			貯金記号番号 (郵便貯金振 込みの場合)						
控除した金額 (15)	37			※税務署処理欄						
控除しきれなかった金額 (36)-(37)	38									

法 0301-0102

税理士
 署名押印